

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
指定居宅サービス介護給付費単位数表	指定居宅サービス介護給付費単位数表
9 短期入所療養介護費	9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費 (略)	イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
9 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、 <u>介護老人保健施設短期入所療養介護費</u> は、算定しない。	9 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、 <u>介護老人保健施設における短期入所療養介護費</u> は、算定しない。
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
(i) 病院療養病床短期入所療養介護費（1 日につき）	(i) 病院療養病床短期入所療養介護費（1 日につき）
(-) <u>病院療養病床短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1</u>	(-) <u>病院療養病床短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1</u>
a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型>	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型>
i 経過的要介護 534 単位	i 経過的要介護 534 単位
ii 要介護 1 701 単位	ii 要介護 1 701 単位
iii 要介護 2 811 単位	iii 要介護 2 811 単位
iv 要介護 3 1,049 単位	iv 要介護 3 1,049 単位
v 要介護 4 1,150 単位	v 要介護 4 1,150 単位
vi 要介護 5 1,241 単位	vi 要介護 5 1,241 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <新設>	b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <新設>
i 経過的要介護 618 単位	i 経過的要介護 618 単位
ii 要介護 1 832 単位	ii 要介護 1 832 単位
iii 要介護 2 942 単位	iii 要介護 2 942 単位
iv 要介護 3 1,180 単位	iv 要介護 3 1,180 単位
v 要介護 4 1,281 単位	v 要介護 4 1,281 単位
vi 要介護 5 1,372 単位	vi 要介護 5 1,372 単位

(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	介護5:1	看護6:1	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	<従来型個室>		
i	経過的要介護	498	単位	
ii	要介護1	641	単位	
iii	要介護2	750	単位	
iv	要介護3	910	単位	
v	要介護4	1,066	単位	
vi	要介護5	1,108	単位	
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	<多床室>		
i	経過的要介護	582	単位	
ii	要介護1	772	単位	
iii	要介護2	881	単位	
iv	要介護3	1,041	単位	
v	要介護4	1,197	単位	
vi	要介護5	1,239	単位	
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	介護6:1	看護6:1	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	<従来型個室>		
i	経過的要介護	473	単位	
ii	要介護1	611	単位	
iii	要介護2	722	単位	
iv	要介護3	873	単位	
v	要介護4	1,030	単位	
vi	要介護5	1,071	単位	
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	<多床室>		
i	経過的要介護	557	単位	
ii	要介護1	742	単位	
iii	要介護2	853	単位	
iv	要介護3	1,004	単位	
v	要介護4	1,161	単位	
vi	要介護5	1,202	単位	

(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	介護5:1	看護6:1	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	<従来型個室>		
i	経過的要介護	498	単位	
ii	要介護1	641	単位	
iii	要介護2	750	単位	
iv	要介護3	910	単位	
v	要介護4	1,066	単位	
vi	要介護5	1,108	単位	
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	<多床室>		
i	経過的要介護	582	単位	
ii	要介護1	772	単位	
iii	要介護2	881	単位	
iv	要介護3	1,041	単位	
v	要介護4	1,197	単位	
vi	要介護5	1,239	単位	
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	介護6:1	看護6:1	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	<従来型個室>		
i	経過的要介護	473	単位	
ii	要介護1	611	単位	
iii	要介護2	722	単位	
iv	要介護3	873	単位	
v	要介護4	1,030	単位	
vi	要介護5	1,071	単位	
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	<多床室>		
i	経過的要介護	557	単位	
ii	要介護1	742	単位	
iii	要介護2	853	単位	
iv	要介護3	1,004	単位	
v	要介護4	1,161	単位	
vi	要介護5	1,202	単位	

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)

(-)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	<従来型個室>		
a	経過的要介護	534	単位	
b	要介護1	701	単位	
c	要介護2	811	単位	

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(3) 特定病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）760 単位

注 1 (1) 及び (2) について、療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げ

d 要介護 3	919 単位
e 要介護 4	1,010 単位
f 要介護 5	1,101 単位

(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (II) <経過>

a 経過的要介護	618 単位
b 要介護 1	832 単位
c 要介護 2	942 単位
d 要介護 3	1,050 単位
e 要介護 4	1,141 単位
f 要介護 5	1,232 単位

(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）760 単位

注 1 (1) から (3) までについて、療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基

る区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3) について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (2) について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算 (I)	25 単位
ロ 病院療養病床療養環境減算 (II)	85 単位
ハ 病院療養病床療養環境減算 (III)	115 単位
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に

準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (4) について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3) について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算 (I)	25 単位
ロ 病院療養病床療養環境減算 (II)	85 単位
ハ 病院療養病床療養環境減算 (III)	115 単位
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に

従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護 (I) 23 単位
- ロ 夜間勤務等看護 (II) 14 単位
- ハ 夜間勤務等看護 (III) 7 単位

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費 (I)、病院療養病床短期入所療養介護費 (II) 又は 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費 (I) の病院療養病床短期入所療養介護費 (i)、病院療養病床短期入所療養介護費 (II) の病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) 又は 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) の病院療養病床短期入所療養介護費 (i) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注 6 の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注 1 及び注 6 の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護 (I) 23 単位
- ロ 夜間勤務等看護 (II) 14 単位
- ハ 夜間勤務等看護 (III) 7 単位

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費 (I)、病院療養病床短期入所療養介護費 (II) 若しくは 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) 又は 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費 (I) の病院療養病床短期入所療養介護費 (i)、病院療養病床短期入所療養介護費 (II) の病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) 若しくは 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) の病院療養病床短期入所療養介護費 (i) 又は 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注 6 の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注 1 及び注 6 の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1) ~ (3) (略)

注 1 ~ 7 (略)

8 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) ~ (7) (略)

二 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(i) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>看護:介護 3:1 6:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	833 単位
ii 要介護 1	1,035 単位
iii 要介護 2	1,102 単位
iv 要介護 3	1,169 単位
v 要介護 4	1,237 単位
vi 要介護 5	1,304 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>

i 経過的要介護	944 単位
ii 要介護 1	1,146 単位
iii 要介護 2	1,213 単位
iv 要介護 3	1,280 単位
v 要介護 4	1,348 単位
vi 要介護 5	1,415 単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>看護:介護 4:1 4:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	766 単位
ii 要介護 1	977 単位
iii 要介護 2	1,048 単位
iv 要介護 3	1,118 単位

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1) ~ (3) (略)

注 1 ~ 7 (略)

8 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) ~ (7) (略)

二 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(i) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>看護:介護 3:1 6:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	833 単位
ii 要介護 1	1,035 単位
iii 要介護 2	1,102 単位
iv 要介護 3	1,169 単位
v 要介護 4	1,237 単位
vi 要介護 5	1,304 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>

i 経過的要介護	944 単位
ii 要介護 1	1,146 単位
iii 要介護 2	1,213 単位
iv 要介護 3	1,280 単位
v 要介護 4	1,348 単位
vi 要介護 5	1,415 単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>看護:介護 4:1 4:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	766 単位
ii 要介護 1	977 単位
iii 要介護 2	1,048 単位
iv 要介護 3	1,118 単位

v	要介護 4	1,189 単位
vi	要介護 5	1,259 単位
b	認知症患者短期入所療養介護費(ii)〈狹〉	
i	経過的要介護	850 単位
ii	要介護 1	1,108 単位
iii	要介護 2	1,179 単位
iv	要介護 3	1,249 単位
v	要介護 4	1,320 単位
vi	要介護 5	1,390 単位
(三)	認知症患者短期入所療養介護費(Ⅲ)〈一般病院〉看護:介護 4:1 5:1	
a	認知症患者短期入所療養介護費(i)〈従来型個室〉	
i	経過的要介護	743 単位
ii	要介護 1	948 単位
iii	要介護 2	1,017 単位
iv	要介護 3	1,085 単位
v	要介護 4	1,154 単位
vi	要介護 5	1,222 単位
b	認知症患者短期入所療養介護費(ii)〈狹〉	
i	経過的要介護	827 単位
ii	要介護 1	1,079 単位
iii	要介護 2	1,148 単位
iv	要介護 3	1,216 単位
v	要介護 4	1,285 単位
vi	要介護 5	1,353 単位
(四)	認知症患者短期入所療養介護費(Ⅳ)〈一般病院〉看護:介護 4:1 6:1	
a	認知症患者短期入所療養介護費(i)〈従来型個室〉	
i	経過的要介護	730 単位
ii	要介護 1	932 単位
iii	要介護 2	999 単位
iv	要介護 3	1,066 単位
v	要介護 4	1,134 単位
vi	要介護 5	1,201 単位
b	認知症患者短期入所療養介護費(ii)〈狹〉	
i	経過的要介護	814 単位
ii	要介護 1	1,063 単位

v	要介護 4	1,189 単位
vi	要介護 5	1,259 単位
b	認知症患者短期入所療養介護費(ii)〈狹〉	
i	経過的要介護	850 単位
ii	要介護 1	1,108 単位
iii	要介護 2	1,179 単位
iv	要介護 3	1,249 単位
v	要介護 4	1,320 単位
vi	要介護 5	1,390 単位
(三)	認知症患者短期入所療養介護費(Ⅲ)〈一般病院〉看護:介護 4:1 5:1	
a	認知症患者短期入所療養介護費(i)〈従来型個室〉	
i	経過的要介護	743 単位
ii	要介護 1	948 単位
iii	要介護 2	1,017 単位
iv	要介護 3	1,085 単位
v	要介護 4	1,154 単位
vi	要介護 5	1,222 単位
b	認知症患者短期入所療養介護費(ii)〈狹〉	
i	経過的要介護	827 単位
ii	要介護 1	1,079 単位
iii	要介護 2	1,148 単位
iv	要介護 3	1,216 単位
v	要介護 4	1,285 単位
vi	要介護 5	1,353 単位
(四)	認知症患者短期入所療養介護費(Ⅳ)〈一般病院〉看護:介護 4:1 6:1	
a	認知症患者短期入所療養介護費(i)〈従来型個室〉	
i	経過的要介護	730 単位
ii	要介護 1	932 単位
iii	要介護 2	999 単位
iv	要介護 3	1,066 単位
v	要介護 4	1,134 単位
vi	要介護 5	1,201 単位
b	認知症患者短期入所療養介護費(ii)〈狹〉	
i	経過的要介護	814 単位
ii	要介護 1	1,063 単位

iii	要介護2	1,130 単位
iv	要介護3	1,197 単位
v	要介護4	1,265 単位
vi	要介護5	1,332 単位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型(*) <一般病院>	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	668 単位
ii	要介護1	870 単位
iii	要介護2	937 単位
iv	要介護3	1,004 単位
v	要介護4	1,072 単位
vi	要介護5	1,139 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多室>	
i	経過的要介護	779 単位
ii	要介護1	981 単位
iii	要介護2	1,048 単位
iv	要介護3	1,115 単位
v	要介護4	1,183 単位
vi	要介護5	1,250 単位

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

iii	要介護2	1,130 単位
iv	要介護3	1,197 単位
v	要介護4	1,265 単位
vi	要介護5	1,332 単位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型(*) <一般病院>	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	668 単位
ii	要介護1	870 単位
iii	要介護2	937 単位
iv	要介護3	1,004 単位
v	要介護4	1,072 単位
vi	要介護5	1,139 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多室>	
i	経過的要介護	779 単位
ii	要介護1	981 単位
iii	要介護2	1,048 単位
iv	要介護3	1,115 単位
v	要介護4	1,183 単位
vi	要介護5	1,250 単位

(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)

(-)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来個室>	
a	経過的要介護	570 単位
b	要介護1	772 単位
c	要介護2	839 単位
d	要介護3	906 単位
e	要介護4	974 単位
f	要介護5	1,041 単位

(二)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多室>	
a	経過的要介護	654 単位
d	要介護1	903 単位
c	要介護2	970 単位
d	要介護3	1,037 単位
e	要介護4	1,105 単位
f	要介護5	1,172 単位

(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

- (-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学編等>
- a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 946 単位
 - ii 要介護 1 1,149 単位
 - iii 要介護 2 1,216 単位
 - iv 要介護 3 1,283 単位
 - v 要介護 4 1,351 単位
 - vi 要介護 5 1,418 単位
- b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 946 単位
 - ii 要介護 1 1,149 単位
 - iii 要介護 2 1,216 単位
 - iv 要介護 3 1,283 単位
 - v 要介護 4 1,351 単位
 - vi 要介護 5 1,418 単位

- (二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般編>
- a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 857 単位
 - ii 要介護 1 1,111 単位
 - iii 要介護 2 1,182 単位
 - iv 要介護 3 1,252 単位
 - v 要介護 4 1,323 単位
 - vi 要介護 5 1,393 単位
- b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 857 単位
 - ii 要介護 1 1,111 単位
 - iii 要介護 2 1,182 単位
 - iv 要介護 3 1,252 単位
 - v 要介護 4 1,323 単位
 - vi 要介護 5 1,393 単位

(3) 特定認知症対応型短期入所療養介護費 (1日につき) 760 単位

注 1 (1) 及び (2) について、老人性認知症疾患療養病棟 (指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 4 号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定

- (-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学編等>
- a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 946 単位
 - ii 要介護 1 1,149 単位
 - iii 要介護 2 1,216 単位
 - iv 要介護 3 1,283 単位
 - v 要介護 4 1,351 単位
 - vi 要介護 5 1,418 単位
- b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 946 単位
 - ii 要介護 1 1,149 単位
 - iii 要介護 2 1,216 単位
 - iv 要介護 3 1,283 単位
 - v 要介護 4 1,351 単位
 - vi 要介護 5 1,418 単位

- (二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般編>
- a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 857 単位
 - ii 要介護 1 1,111 単位
 - iii 要介護 2 1,182 単位
 - iv 要介護 3 1,252 単位
 - v 要介護 4 1,323 単位
 - vi 要介護 5 1,393 単位
- b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 857 単位
 - ii 要介護 1 1,111 単位
 - iii 要介護 2 1,182 単位
 - iv 要介護 3 1,252 単位
 - v 要介護 4 1,323 単位
 - vi 要介護 5 1,393 単位

(4) 特定認知症対応型短期入所療養介護費 (1日につき) 760 単位

注 1 (1) から (3) までについて、老人性認知症疾患療養病棟 (指定居宅サービス基準第 144 条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設

める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(V)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症

基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、

疾患型短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所

認知症疾患型短期入所療養介護費 (W) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) 若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所

療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1)~(3) (略)

注 1~4 (略)

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)・(5) (略)

療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1)~(3) (略)

注 1~4 (略)

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)・(5) (略)

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that this is crucial for ensuring the integrity of the financial statements and for providing a clear audit trail. The text notes that any discrepancies or errors in the records can lead to significant complications during an audit and may result in the disallowance of certain expenses.

2. The second part of the document outlines the specific requirements for record-keeping. It states that all receipts, invoices, and other supporting documents must be retained for a minimum of three years. This period is necessary to allow for a thorough review of the records in the event of an audit. The document also mentions that electronic records are acceptable, provided they are properly secured and backed up.

3. The third part of the document provides guidance on how to organize and maintain the records. It suggests that records should be kept in a systematic and logical manner, such as by date or by category. This will make it easier to locate and retrieve the information when needed. The text also advises that records should be stored in a safe and secure location to protect them from loss or damage.

4. The fourth part of the document discusses the consequences of failing to maintain proper records. It notes that if an auditor is unable to verify the accuracy of the financial statements due to a lack of adequate records, the taxpayer may be required to pay additional taxes and penalties. This can be a significant financial burden, so it is important to take the necessary steps to ensure that all records are properly maintained.

5. The fifth and final part of the document provides a summary of the key points and offers some final advice. It reiterates the importance of record-keeping and encourages taxpayers to take the time to ensure that all records are properly maintained. The text concludes by stating that following these guidelines will help to ensure the accuracy and integrity of the financial statements and will help to avoid any potential complications during an audit.

6. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that this is crucial for ensuring the integrity of the financial statements and for providing a clear audit trail. The text notes that any discrepancies or errors in the records can lead to significant complications during an audit and may result in the disallowance of certain expenses.

7. The second part of the document outlines the specific requirements for record-keeping. It states that all receipts, invoices, and other supporting documents must be retained for a minimum of three years. This period is necessary to allow for a thorough review of the records in the event of an audit. The document also mentions that electronic records are acceptable, provided they are properly secured and backed up.

8. The third part of the document provides guidance on how to organize and maintain the records. It suggests that records should be kept in a systematic and logical manner, such as by date or by category. This will make it easier to locate and retrieve the information when needed. The text also advises that records should be stored in a safe and secure location to protect them from loss or damage.

9. The fourth part of the document discusses the consequences of failing to maintain proper records. It notes that if an auditor is unable to verify the accuracy of the financial statements due to a lack of adequate records, the taxpayer may be required to pay additional taxes and penalties. This can be a significant financial burden, so it is important to take the necessary steps to ensure that all records are properly maintained.

10. The fifth and final part of the document provides a summary of the key points and offers some final advice. It reiterates the importance of record-keeping and encourages taxpayers to take the time to ensure that all records are properly maintained. The text concludes by stating that following these guidelines will help to ensure the accuracy and integrity of the financial statements and will help to avoid any potential complications during an audit.